

新潟市つながる商店街支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、商店街が多様化する消費者ニーズに応え、商店街エリアの集客や消費促進、賑わい創出を図るための取組みを支援するとともに、複数の商店街等による連携を推進することを目的として交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街

商業又はサービス業を営む店舗が集まり、又は連なっている地域をいう。

(2) 商店街等団体

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 商店街振興組合又はその活動が商店街の活性化に資すると認められる事業協同組合。

イ 商店街を形成する任意の商店街組織で、規約等で代表者を定めておりその構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営むもの。

ウ 商工会法又は商工会議所法に基づいて組織され、商店街活性化のための事業等を行うもの。

(3) 商業者グループ

5人以上の者で構成する公益性及び一体性のある組織で、規約等で代表者を定めておりその構成員の3分の2以上の者が商業又はサービス業を営むものをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金を交付する対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （１） 単独で実施する事業を補助する場合（以下「単独支援」という。）は、商店街等団体又は商業者グループ。
- （２） 連携して実施する事業を補助する場合（以下「連携支援」という。）は、商店街等団体を１つ以上含む複数の商店街等団体又は商業者グループで構成し、規約等で代表者を定めている公益性及び一体性のある組織。
- （３） 商店街等団体と連携する者が実施する事業を補助する場合（以下「外部連携支援」という。）は、次のいずれにも該当する事業者。

ア 連携する商店街等団体に属さない者。

イ 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できる者。

ウ 設立後１年以上経過しており、運営に継続性があると市長が認める者。

２ 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の申請をする者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- （１） 市税の未納がある者。
- （２） 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成２４年新潟市条例第６１号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第３項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- （３） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項第４号若しくは第５号に規定する風俗営業又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者。
- （４） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者。
- （５） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする

者。

- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者。

- (7) 公序良俗に反する行為又は関係法令に違反している者。

（補助対象事業）

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が商店街の集客及び消費促進、にぎわい創出のために実施する次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新規需要の創出

商店街の新たな消費者ニーズに応えるために行う事業。

- (2) 集客、消費促進

商店街に市内外からの集客及び消費促進を図る事業。

- (3) 調査、分析

商店街への効果的な集客や消費促進の方法を調査、分析する事業。

2 前項第1号又は第2号に掲げる事業は、原則として商店街とその周辺地域で行われるものであり、その実施期間中商店街は営業していなければならない。ただし、事業の内容によってはこの限りではない。

（補助対象経費）

第5条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の遂行に直接関係する経費であって、別表1に定める経費項目に該当するものとする。ただし、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 補助対象者の管理運営に係る経常経費。

- (2) 補助対象者又はその構成員等の常用雇用者の人件費。

- (3) 個人個店の資産形成に係る経費。

- (4) 食糧費のうち会議等に係るもの又は酒類等遊興費。
- (5) 販売目的の物品等の購入費又はその原材料費。
- (6) 他の用途に転用可能な汎用的財産の取得費。
- (7) 補助対象者及びその構成員の間の取引に係る経費であって、取引の実態や価格の合理性等から総合的に判断して、交付対象とすることが妥当でないと認められるもの。
- (8) この補助金の趣旨に照らして交付対象とすることが妥当でないと認められるもの。

2 補助対象者は、補助対象事業の実施にあたって可能な限り市内事業者へ発注するよう努めなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助対象事業を実施する補助対象者（以下「補助事業者」という。）に、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費に別表2に掲げる補助率を乗じて得た額以内とし、同表に掲げる補助限度額を限度とする。

3 前項により算定した額に、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

4 補助対象事業に収入がある場合は、補助対象事業に要する事業費から当該収入を引いた額又は第2項により算定した額のいずれか低い額を補助金の額とする。

5 補助対象事業について、国、県等の公共団体又はその他の団体から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を差し引くものとする。

6 補助対象事業について、この要綱に基づく補助金以外の新潟市の補助金等の交付を受ける場合には、補助金を交付しない。

(交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を申請するときは、交付申請書（別記様式第1号）

及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、交付決定通知書（別記様式第2号）を補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(変更の承認申請)

第9条 補助事業者は、申請内容及び金額の変更をする場合には、変更承認申請書（別記様式第3号）及び添付書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する軽微な変更は除くものとする。

(1) 補助金額の変更で、補助金交付決定額から10パーセントを超えない減額の変更であること。

(2) 第5条に定める補助対象経費における額の変更で、その額が変更前の金額から10パーセントを超えない範囲の変更であること。

2 市長は、前項に規定する申請書等の提出があったときは、審査のうえ承認を行い、変更承認通知書（別記様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第10条 補助事業者は、事業を中止、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、審査のうえ承認を行い、中止（廃止）承認通知書（別記様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第11条 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、その理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出し指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の完了後、又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後、速やかに実績報告書（別記様式第 7 号）及び添付書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第 13 条 市長は、前条に規定する報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、これを確定通知書（別記様式第 8 号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合。
- （2） 交付決定された内容以外の用途に使用した場合。
- （3） 交付決定された内容の事業を遂行しなかった場合。
- （4） 交付決定に付された条件に違反した場合。
- （5） 補助期間内に事業の中止又は廃止をした場合。
- （6） 補助事業者が第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当することとなった場合。
- （7） その他関係法令、規則及び当該要綱の規定に違反した場合。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は第 1 項の規定による取消しをした場合は、交付決定取消通知書（別記様式第 9 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、返還命令書（別記様式第 10 号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と明確に区分して行い、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならない

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、この補助金により取得し、又は効用が増加した財産であって、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）のものについて、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること。）をしようとする場合には、取得財産の処分承認申請書（別記様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産が補助事業の完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して3年を経過した場合、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号、以下「省令第15号」という。）において2年以下とされているものはその期間を経過した場合は、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が、前項に規定する市長の承認を受けて財産を処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、審査のうえ承認を行い、取得財産の処分承認通知書（別記様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

(調査の協力)

第 19 条 補助事業者は、市長が事業に関する調査を実施する場合は、事業の実施期間中及びその終了後も協力しなければならない。

(審査委員会)

第 20 条 市長は、外部連携支援の申請について、審査及び評価を行うため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の組織、運営等については、別に定める。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱の適用は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(関係要綱の廃止)

3 新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱(平成 25 年 4 月 1 日制定)、地域拠点商業活性化推進事業計画策定要綱(平成 20 年 4 月 1 日制定)、新潟市商店街活性化ステップアップ事業費補助金取扱要領(平成 28 年 4 月 1 日制定)、新潟市拠点商業地にぎわい創出事業費補助金取扱要領(平成 28 年 4 月 1 日制定)は廃止する。

(経過措置)

4 この要綱の施行に際し、前項の要綱により交付決定を受けたものについては、この要綱の施行後も前項の要綱の規定を適用する。

別表 1（第 5 条関係）

経費項目
謝金、賃金、旅費、消耗品費、燃料費・水道光熱費、食糧費、印刷製本費、通信費、保険料、使用料・賃借料、委託料、改装費・改造費、備品購入費、その他市長が必要と認める経費

備考

- 1 消費税、地方消費税は補助対象外とする。

別表 2（第 6 条関係）

補助区分	補助率	補助限度額	補助要件
単独支援	1 / 2 以内	5 0 万円	・ 同一補助対象者の申請は、年度内 1 回限り
連携支援	2 / 3 以内	連携する 商店街等団体、 商業者グループの数 × 3 0 万円 (上限 1 5 0 万円)	・ 同一の補助対象者の申請は、年度内 1 回限り ・ 1 商店街等団体につき、年度内 3 回まで補助限度額を算定する団体数に加算することができる ・ 1 商業者グループにつき、年度内 1 回に限り補助限度額を算定するグループ数に加算することができる ・ 補助対象者に複数の商業者グループが含まれる場合、補助限度額を算定するグループ数に 1 つのみ加算することができる
外部連携支援	1 / 2 以内	1 5 0 万円	・ 同一の補助対象者の申請は、年度内 1 回限り

年 月 日

新潟市長

（申請者）

団体等住所

〒

団体等名称

代表者

（役職）

連絡先

年度 新潟市つながる商店街支援事業補助金交付申請書

新潟市つながる商店街支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業区分	☐ 新規需要の創出 ☐ 集客、消費促進 ☐ 調査、分析		
2 事業の名称			
3 事業目的・内容	事業計画書記載のとおり		
4 事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日		
5 総事業費	税抜き 円		
6 補助対象経費	税抜き 円		
7 補助区分	補助区分	補助率	補助限度額
	☐ 単独支援	1 / 2	50 万円
	☐ 連携支援	2 / 3	団体等数()×30 万円 =()万円 上限 150 万円
	☐ 外部連携支援	1 / 2	150 万円
8 交付申請額	円		
9 情報の公表方法及び時期			

10 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書（補助対象経費のうち、事業者が発注するもの）
- (4) 申請団体の定款、規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
- (5) 納税証明書（新潟市制度用）
- (6) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類

新 第 号
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 新潟市つながる商店街支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、下記のとおり交付を決定したので、新潟市つながる商店街支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助対象額 円

3 交付決定額 円

（補助率： ）

4 補助対象事業の詳細 交付申請書記載のとおり

5 補助金の交付条件

- （1）申請内容及び金額の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- （2）事業を中止、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （4）補助事業に係る経理を他の経理と明確に区分して行い、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- （5）この補助金により取得し、又は効用の増加した財産は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくこと。
- （6）この補助金により取得し、又は効用が増加した財産であって、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上（消費税及び地方消費税を除く）のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合には、市長の承認を受けること。この場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を市に納付することがあること。
- （7）事業の実施期間中及びその終了後も、市が事業に関する調査を実施する場合は、それに協力すること。

年 月 日

新潟市長

（申請者）

団体等住所

〒

団体等名称

代表者

（役職）

連絡先

年度 新潟市つながる商店街支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので新潟市つながる商店街支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変更前	変更後

3 添付書類

- （１）

変更内容の分かる事業計画書
- （２）

変更前後の比較ができる収支予算書
- （３）

変更内容の分かる見積書等

新 第 号
年 月 日

(申請者) 様

新潟市長 印

年度 新潟市つながる商店街支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定をした
新潟市つながる商店街支援事業補助金に係る変更承認申請について、下記のと
おり承認したので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|--------------------|
| 1 | 補助金等の名称 | 新潟市つながる商店街支援事業費補助金 |
| 2 | 補助事業の名称 | |
| 3 | 既交付決定額 | 円 |
| 4 | 変更後交付決定額 | 円 |
| 5 | 変更内容及び理由 | 変更承認申請書のとおり |
| 6 | 変更承認の理由 | |

6 変更承認の理由

年 月 日

新潟市長

（申請者）

団体等住所

〒

団体等名称

代表者

（役職）

連絡先

年度 新潟市つながる商店街支援事業補助金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定の
あった事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、新潟市つながる商
店街支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由及び内容

2 中止期間（一定期間の中止の場合のみ記載）又は廃止日

新 第 号
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 新潟市つながる商店街支援事業補助金
中止（廃止）承認通知書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定をした
新潟市つながる商店街支援事業補助金に係る中止（廃止）承認申請について、
下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）理由及び内容 中止（廃止）承認申請書のとおり
- 3 中止（廃止）承認の理由

年 月 日

新潟市長

（申請者）

団体等住所

〒

団体等名称

代表者

（役職）

連絡先

年度 新潟市つながる商店街支援事業補助金実績報告書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、新潟市つながる商店街支援事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の交付決定額及び補助金の額

交付決定額		円
総事業費	税抜き	円
補助対象経費	税抜き	円
補助金の額		円

3 補助事業の完了年月日 年 月 日

4 情報の公表方法及び時期

5 添付書類

- （1）事業報告書
- （2）収支決算書
- （3）経費を支払ったことを証明する書類（領収書等）の原本又は写し
- （4）その他事業実績を証明する書類（写真、チラシ等）

新 第 号
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 新潟市つながる商店街支援事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました事業について、下記のとおり確定したので、新潟市つながる商店街支援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付済額
- 4 確定額

新 第 号
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 新潟市つながる商店街支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付新 第 号の で補助金の交付決定をした
事業について、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付決定取消額
- 4 取消理由

新 第 号
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 新潟市つながる商店街支援事業補助金返還命令書

年 月 日付新 第 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）補助金については、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 返還額
- 3 返還期限
- 4 返還理由

年 月 日

新潟市長

（申請者）

団体等住所

〒

団体等名称

代表者

（役職）

連絡先

年度 新潟市つながる商店街支援事業補助金に係る
取得財産の処分承認申請書

年 月 日付新 第 号の で交付決定のあった事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、新潟市つながる商店街支援事業補助金交付要綱第 18 条の規定により承認を申請します。

記

1 取得効用増加財産の品目及び取得効用増加年月日

品目（名称）	取得効用増加年月日
	年 月 日

2 取得効用増加価格及び時価

価格	時価
円	円

3 処分の理由及び方法

処分理由	処分方法

新 第 号
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 新潟市つながる商店街支援事業補助金に係る
取得財産の処分承認通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市つながる商店街支援事業に係る財産処分の処分承認について、下記のとおり処分することを承認したので、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 処分する財産の品目（名称）
- 3 処分方法
- 4 承認理由